

## 複数後見における精神保健福祉士の役割

山田 妙 詔

### 要 旨

2000年から実施された成年後見制度では複数後見が認められた。その複数後見における支援の形態としては専門職後見人と親族後見人などが考えられる。そして、支援は権限分掌として分担することが主であるが、「権限の分掌はうまくいくことが難しい」とも言われている。複数後見人の関係性が被後見人に不利益をもたらすことを考慮すれば、たとえ権限分掌であっても相互に協力しなければならないことは自明であろう。

一方で、精神保健福祉士が成年後見人として選任される場合は、多くの法律家が不得手として敬遠することが多い知的障害者や精神障害者の後見を期待していることが少なくない。今回、筆者は、統合失調症と認知症をもつ成年後見人として身上監護を行い、法律実務家が財産管理を行うという権限分掌で受任した。そこで、筆者の後見人の実際を報告し、複数後見における精神保健福祉士の役割を考察した。その役割とは『被後見人の気持ちに寄り添う』実践をすることではないだろうか。

キーワード：成年後見制度、複数後見、身上の保護、精神保健福祉士、ソーシャルワーク

### はじめに

2000年から実施された成年後見制度では複数後見が認められた。支援は権限分掌として分担することが主であるが、精神保健福祉士が成年後見人として選任される場合は、多くの法律家が不得手として敬遠することが多い知的障害者や精神障害者の後見を期待していることが少なくない。一方で、「権限の分掌はうまくいくことが難しい」とも言われている。たとえ権限分掌であっても相互に協力しなければならないことは自明であろう。筆者も成年後見人として身上監護を行い、法律実務家が財産管理を行うという権限分掌で受任した。

そこで本研究は、成年後見制度を概観し、後見人である筆者の活動の分析を通して、複数後見における精神保健福祉士の役割を考察するものである。

## 1. 本研究の概要

### 1) 本研究の背景

#### 成年後見制度と成年後見制度利用促進基本計画

明治31年に施行された「禁治産・準禁治産制度」は、判断能力が不十分な人の財産を管理する者として後見人を付する制度である。この制度は「その利用に数多くのスティグマや社会の偏見がつきまとうとして、『利用されない制度』『利用を拒まれた制度』であった。そこで、制度の基本理念レベルから見直しをして、利用しやすい制度へと作り替えるという目的で生み出された」(上山2011:32-37)のが、2000年から実施された成年後見制度である。しかし、「この制度が十分に利用されていないことを鑑み、この制度の利用促進を目的に施行されたのが2016年に成立した『成年後見制度の利用の促進に関する法律』(以下、利用促進法)である」(大野2017:24)。利用促進法では『『成年後見制度利用促進会議』や成年後見制度に関してすぐれた識見を有する者から構成される『成年後見制度利用促進委員会』(以下、「利用促進委員会」)が設置され、成年後見制度利用促進に関する基本的な政策に関する重要事項等を調査審議することとされた」(須田2017:4)。また、利用促進法の12条では、政府が成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画を定めなければいけないとされており、これを受け「成年後見制度利用促進基本計画」(以下、基本計画)が2017年3月24日に閣議決定された。

#### 成年後見制度利用促進基本計画にみる後見人の選任

基本計画が挙げている「今後の施策の目標」の「利用者に寄り添った運用」では、後見人の選任について以下のように触れている。「成年後見制度においては、後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上監護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本とする。……家庭裁判所が後見等を開始する場合には、本人の生活状況を踏まえて、本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任することができるようにするための方策を検討する」(新井2017:55)。後見人選任の特徴を見ると(下線箇所)、後見人は、本人の利益や生活の質の向上のために財産を利用するうえで最適な者が選任されることが必要となろう。成年後見制度では、後見人は必要とあれば一人に限定されておらず複数人(複数後見)でもよいとされている(民法859条の2)。また、「民法859条の2項1では、家庭裁判所が職権により、数人の成年後見人が共同し、または事務分掌して、その権限を行使すべきことを定めている」(日景2016:15)。

## 複数後見の実際

複数後見における支援の形態としては「複数の親族後見人、複数の専門職後見人、専門職後見人と親族後見人、市民後見人の複数後見などがありうる。支援の分担についても、財産管理の複数後見、身上監護の複数後見、財産管理と身上監護の複数後見、福祉の専門職が身上監護・法律実務家（行政書士や弁護士など）が財産管理などが考えられる」（小賀野 2016：6）。

複数後見の必要性については、「財産管理と身上監護を各分野の専門家（法律実務家と福祉の専門職）が分担したり、親族と特定分野の専門家が共同して行うなど、チームを組んで後見等の事務を遂行することが効果的な場合や、入所施設における日常の財産管理等を担当する成年後見人等と遠方の住所地の財産管理を担当する成年後見人等を選任する必要な場合は有効であるという指摘もある」（小林ら 2017：125）。

## 成年後見人と精神保健福祉士

精神保健福祉士の成年後見人の受任については賛否両論ある。例えば「知的障害者や精神障害者が対象となると、多くの法律家は不得手として敬遠することが多いため、精神保健福祉士に期待している。成年後見の担い手として、部分的・一時的関与ではなく長時間その人に寄り添い、あらゆる問題と一緒に対処するソーシャルワーカーは、成年後見の担い手としても存在性は大きい」（金川 2006：405）という精神保健福祉士の支援について、公益社団法人日本精神保健福祉士協会の生涯研修テキスト（2013：5）では『『彼ら（精神障害者）はさまざまな生活問題を抱えながらも、その人生の主体者』であるという認識のもとに、彼ら自身の現実認識や自己実現への欲求に寄り添い、目標や課題解決の方法を共有することである』と述べている。「その人に寄り添う」ということであれば、精神保健福祉士の支援が利用者に寄り添いながら展開することを前提にすれば、精神保健福祉士は成年後見人として貢献できるだろう。また、「成年後見人として選任された精神保健福祉士は、所属している機関の利益を考慮する立場から離れ、純粋にクライアント中心の支援を組み立てることができる」（今村 2011：13）。それゆえ、ひとりの専門職としての自律は求められるが「その人に寄り添う」と言う意味では、自分の創意工夫でかかわることができよう。

精神保健福祉士の成年後見に期待する一方で「精神保健福祉士が成年後見人を担う時、成年後見人は本人の代理で判断や決定を行うため、精神保健福祉士が大切にしてきた『自己決定の尊重』というかかわりと対立することに危惧を感じる」（岩崎 2018：3）。という声もある。つまり、成年後見制度は「本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない」（民法第 858 条）という理念を掲げられてはいるが、「裁判所の手続きにより権限を付与されて職務を行うことができる成年後見人等は、本人の意思に基づかずにその職務を行う（具体的には、法的代理権を行使し、身上監護を行う）ことができる」このことに「精神保健福祉士の側面的な支援という枠組みを超えた権限をもってしまうことに疑念をもつのである」（今村 2011：13）。

このように精神保健福祉士の成年後見人の受任については賛否両論あるなかで、「成年後見人等は、①本人の意思の尊重と、②本人の判断能力の不十分さを補うこと（本人保護）を考慮し、常に両者のバランスを意識して活動を行う必要がある。それは、言い換えれば、本人保護のためにやむを得ず本人の意思や権利を制限しているという自覚を、精神保健福祉士が後見人等になったときには持たなくてはならない」（山口・美濃 2017：88）。「精神保健福祉士が成年後見人を引き受けることは、精神保健福祉士という国家資格をもつ専門職の社会的貢献活動であるとともに、その独立性と専門性が試されているということである」（岩崎 2006：378）という苦言や戒めもある。

このような苦言や戒めを踏まえると、以下の肥塚（2006：407）の言説は、精神保健福祉士が成年後見人として活動する際の姿勢ではないだろうか。「精神保健福祉士が成年後見人として活動するときは成年後見人のソーシャルワーカーではなく、ソーシャルワークの知識や経験や技能をもって、成年後見人として活動するという点をおさえる必要がある」。

## 2) 本研究の目的

成年後見人として「成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮」（民法 858 条）した筆者自身のかかわりの実際を報告し、複数後見における精神保健福祉士の役割を考察することを目的とする。

## 3) 研究方法

成年後見人の受任後から現在までの複数後見人としてのかかわりについて、筆者の担当である身上監護に焦点をあてた事例研究とする。

なお、事例内容は、事実を大きく歪曲しない範囲で、個人や関係者が特定されないように加工している。

## 4) 倫理的配慮

個人や関係者が特定されない配慮、支援報告は研究以外に使用しないことを親族および分掌担当者に口頭で説明して承諾を得ている。

# 2. 支援の展開

## 1) 基本情報

成年被後見人 A さん（80 才代）は、持ち家にて単身で生活をしている。統合失調症と軽度の認知症があり、要介護の認定も受けている。親族は、身上監護を求めて成年後見を申請した。家庭裁判所より財産管理と財産管理以外の権限の分掌となる。筆者は財産管理以外を担当する。（以下、財産管理担当者を権限分掌者という）

## 2) 支援経過

### ①申立人からの聞き取り

#### Aさんの生活状況

ガスや電話は停止し、雨戸を締めきって生活している。お風呂、テレビ、こたつ、エアコンは故障しているが修理には応じない。歩行はゆっくり、妄想がありコミュニケーションはとれず、他人を家に入れない。軽度の認知症があり、統合失調症である。

#### 申立人の想い

高齢である親族はほぼ毎日、被後見人宅を訪問し食料の補充や生存確認を兼ねた見守りをしていた。1年が過ぎたころから親族にも自身の体調管理が必要となり、

家は「ごみ屋敷」であり、軽度の認知症と統合失調症もあるので被後見人の世話がおぼつかなくなったことから身上監護を申し立てた。親族は、施設入所を希望している。

### ② Aさんとの関わり

訪問回数	事実（下線は、筆者が着目した点）	権限分掌者との情報共有
1回目（親族、権限分掌者と共に）	<p>他人を家に入れないと親族から聞いていたが、家には入れてくれた。実際の生活状況は以下のとおりである。</p> <p>数日分の食料を一度に食べてしまう。1年ほどお風呂に入っていない。台所の床に人間1人が入るくらいの穴が開いており、通気口を通してその穴から風が入る状態で、エアコンは故障しているので冬は寒い。布団は押し入れにあるが使用していないようである。洗濯機が故障しているので手洗いで洗濯している。こたつの上に領収書を山積みしているが整理はされている。衣類はきれいにたたんでいる。宅配の弁当箱はきれいに洗っている。コミュニケーションがとれないかどうかは初回では判断できなかったが、妄想があることは確認できた。2階への階段も使用している。部屋も掃除されている。</p>	<p>申立人の言う事と異なる点があった。例えば、ゴミ屋敷ではなかった。生活能力ありと判断し、親族が希望する施設入所の必要性は検討することとした。今後は後見人1人で訪問することを目指すことになった。</p>
2回目～4回目（すべて親族と一緒に）	<p>数日分の食料を一度に食べてしまっていた。2階の天井の雨漏りがありバケツでうけている。筆者からの質問にも「さぁねえ・・・」と答えるのみであるが、親族には「そのセーターは、どこで買った？」と聞いていた。妄想は見られた。</p>	<p>筆者は、要介護認定の「判定程度」を適切と判断した。Aさんとのコミュニケーションが取れないのは、関係構築がまだできていないからと判断した。自傷他害などは見られないため、入院の緊急性はなしとした。</p>

<p>5回目～6回目（後見人1人）</p>	<p>Aさんは自分の誕生日を忘れていた。 ペットボトルを自分で開け、ゴミの分別もしていた。 「今年の冬は寒くない？」との質問に「寒いですよ」と応え「こたつつけましょうか？」と言ってくれた。「お風呂に入りたいですか？」との質問に「ああ、お風呂ね、入りたい」と応える。「体調はいかがですか？」との質問に「熱っぽい、いままでそんなことはなかった」と応える。「病院に行きませんか？」との質問に「行ってもいいけど…」と応える。</p>	<p>簡単なコミュニケーションは取れる可能性が大きい。親族からAさんが風呂好きであることを確認し、「お風呂ね、入りたい」という要望を叶えることとした。 成年後見制度の理念の1つである現有能力の活用（利用者がもっている能力をできる限り発揮できるような環境を整備していくこと）をすることとし、以下の方針を権限分掌者と共有した。 ①施設入所の必要性の検討は、施設利用による自宅生活維持の検討に変更した。②健康診断の受診（身上監護）を目指すこととする。③地域包括支援センターに相談し、病院受診後に入浴サービスの施設利用を計画した。</p>
<p>7回目～8回目（後見人、保健師、ケアマネジャーと共に）</p>	<p>保健師と入浴サービス施設のケアマネジャーと3人でAさんを訪問し、家には問題なく入れてくれた。Aさんは、「病院に行ってもいい」「お風呂に入りたい」と言うも動かない。 流し台の水が流れないので業者を呼んで修理した。業者が自宅に入ることに拒否はなかった。</p>	<p>病院や風呂に行ってもいいと言いながら、動かない理由がありそうである。この想いに寄り添うこととした。 他人を家に入れないことはないの、ヘルパー利用の可能性があると判断した。自宅生活維持の可能性が広がる。</p>
<p>8回目～9回目（後見人1人）</p>	<p>財布から1万円を取りだして確認していた。お金を持っていたので驚いた。「病院やお風呂に行ってもいい」と言いながら動かないため、病院の受診は往診に変更した。入浴サービス施設にはAさんが行く気持ちになった時に行くことにした。 親族の訪問の負担を軽減するために、弁当の宅配を2回（昼食・夕食）にし、権限分掌者の了解を得る。 使うことができなかった瞬間湯沸かしポットでお湯を沸かしてくれた。</p>	<p>自宅生活維持の可能性があると判断し、自宅修繕とヘルパーを利用することとし、権限分掌者に支出の了解を得る。ヘルパー利用に伴い、親族の訪問は任意となる。</p>
<p>10回目～15回目（後見人1人）</p>	<p>ヘルパーが訪問しているときに、後見人も訪問することにした。ヘルパーは、毎日朝と夕刻に訪問し、朝食提供、血圧・体温チェック、夕の見守りをしてきている。Aさんの様子は、ヘルパーが記入する訪問日誌（以下、訪問日誌）で確認することができる。 「風呂に行ってもいい」と言いながら動かないため、風呂の予約をその都度キャンセルしている。 過去に働いていた仕事について話をしてくれるようになったり、訪問するとお茶も入れてくれるようになった。この頃から、Aさんが笑顔を見せて、話もしてくれるようになったため滞在時間も1時間ほどになった。</p>	<p>Aさんと筆者との関係性はできつつあることを権限分掌者に報告した。</p>
<p>16回目～20回目（後見人1人）</p>	<p>ヘルパーが「お風呂に行きましよう？」と声をかけると出かける準備をし、迎えの車に乗って施設へ出かけた。 週1回の風呂の利用開始（日帰り）をした。その後は、拒否することもなく風呂を利用した。</p>	

<p>21回目～25回目（後見人1人）</p>	<p>親族は、ヘルパー利用後も時々訪問している。訪問日誌を確認して、気づいたことや要望を訪問日誌に追記していることをケアマネジャーから知らされる。親族には、要望等は後見人からケアマネジャーに伝える旨を説明し了解をもらった。  <u>昼食と夕食の仕出し弁当を残すようになったことと歩行も少しおぼつかなくなったので親族に報告すると施設入所への要求をされた。医師及びケアマネジャーからも施設入所を提案された。</u></p>	<p>権限分掌者は、特に自宅での転倒と健康面で心配があると言われた。そこでAさんの施設入所への意向を確認することとした。</p>
<p>26回目（後見人1人）</p>	<p>筆者がAさんに「ここ（自宅）ではなく他に行きませんか」と聞くと「<u>なんて、怖い事を言うのか。ここを出ていくなんて、ここは、ずっと住んでいるから</u>」と声を荒げた。このことを関係者に伝えた。施設入所について、親族・施設スタッフ・医師らと筆者・権限分掌者との見解の相違はあったが、Aさんの気持ち（下線）は、意思表示であると説明し、自宅生活を継続とした。          権限分掌者に支出の了解を得て、エアコンを購入し、温度調整をヘルパーに依頼した。          看護師から、体調を確認する機会を増やす意味でショートステイの提案があり、その後、利用している。</p>	<p>筆者と権限分掌者は、Aさんの気持ち（下線）を意思表示と受け止め、Aさんの意思を尊重し、自宅生活を継続とした。</p>
<p>27～34回目（後見人1人）</p>	<p><u>仕出し弁当に手を付けなくないこともあり、食事を食べたことも忘れるようになった。</u>          独語が頻繁になり妄想も生じ始めたので、精神科治療を開始した。自宅に手すりを付けた。介護おむつの使用も開始した。          Aさんの現状では要介護度が低いとも思われたので、介護度の再認定の申請をケアマネジャーに依頼し、介護度が変更になった。</p>	<p>施設入所を視野に入れながら関わることとした。</p>
<p>35～36回目（後見人1人）</p>	<p>筆者が挨拶をしても顔も名前も覚えていないようで「<u>どちら様かしら？</u>」という。  <u>自宅での排泄障害も生じた。</u></p>	<p>入所する施設を探すこととした。          親族に合意をもらい、親族の近くにある施設に見学に行ったが、新型コロナウイルスの為見学できなかった。筆者は、入所申し込み行い、入所待ちである。</p>

### 3. 支援結果

#### 1) 複数後見の意義

「複数後見を利用しているのは、何ととっても支援の面で本人のメリットが大きいからである。…複数後見が選任されることにより『1+1=2』ではなく『1+1=3にも4にも5にもなる』ことを実感している」（布施2016：44）と言う弁護士がいるが、精神保健福祉士としてもそのように実感している。殊に今回は、権限分掌によって財産管理以外（いわゆる身上監護）を担当することになり、財産管理に伴う業務の時間を被後見人との関わりに費やすことができるのは、後見人としては有り難いことである。

一方で、家庭裁判所から受任の説明を受けた際に裁判官から「権限の分掌はうまくいくことが

難しい」と言われたことを踏まえて、権限分掌者の専門性には立ち入らないようにし、金銭が絡むことは都度、権限分掌者に相談している。また、金銭管理は以下のように取り決めている。被後見人にかかる日常経費用の金融機関の通帳を精神保健福祉士である筆者が権限分掌者から預かり、そこから必要分の日常経費を引き出して、施設のケアマネジャーに預けている。施設のケアマネジャーからは、利用明細（領収書等）が毎月精神保健福祉士の筆者のところに送られてくるので、その利用明細は権限分掌者に送る。金融機関の通帳の残高が少なくなると権限分掌者から入金がある。施設利用料や医師の往診代など高額な金額は権限分掌者が担当してくれている。

このように金銭管理については、権限分掌者のやり方に応じている。その事が功を奏したかは分からないが、権限分掌者からの身上監護への干渉はほとんどなく、今のところは権限分掌者との間に問題はない。つまり、身上監護（見方をかえれば、財産管理）に専念できることに複数後見の意義があると感じる。

## 2) 被後見人の統合失調症へのかかわり

被後見人は統合失調症と診断されており、精神保健福祉士の筆者が財産管理以外の権限（身上監護）の後見人として選任された。統合失調症患者への支援は、精神保健福祉士がその専門とするところではあるが、親族はじめ、ケアマネジャーや医師などが被後見人を「精神障害者」として一括りにして対応しようとしたことには、筆者は了解できなかった。被後見人がみせる独語は幻聴によるものではあるが、自傷他害もなく誰にも迷惑をかけてはおらず、統合失調症の特性よりも認知症の影響が強いと感じたので認知高齢者として、あくまでも1人の生活者としてかかわることに徹している。

## 3) 被後見人の認知症へのかかわり

被後見人は認知症も合併しているので認知症高齢者の心理的特性や接し方は、その専門家より教示してもらった。たとえば表1・2（黒川2018：22-23）のことには留意している。

表1 認知症高齢者の主たる心理的特性

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 認知症でない高齢者との共通点が多い</li><li>2. 個人差が大きい</li><li>3. 心理的变化が生じる<ol style="list-style-type: none"><li>①不安が強い</li><li>②混乱しやすい</li><li>③自発性が低下しやすい</li><li>④うつになることがある</li><li>⑤感情のコントロールが難しくなることがある</li><li>⑥被害的になることがある</li><li>⑦多すぎる情報や刺激が負担になる</li></ol></li><li>4. 時間間隔があいまいになる</li><li>5. 環境の影響を受けやすい</li></ol> |
|---|



表2 認知症高齢者との接し方

<p>◎前提◎ 認知症についての知識をもつ</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 普通に接する</li> <li>2. 静かな落ち着いた環境をつくる</li> <li>3. 視界に入り、注意をひいたことを確認し、自己紹介をしてから話す</li> <li>4. 話す際、文は区切って、短めにする</li> <li>5. 認知症が進行して、話がうまく通じなくても、時折話しかける</li> <li>6. もととの価値観やパーソナリティを知ろうと努め、尊重したかかわりをもつ</li> <li>7. ライフヒストリーを活かしたかかわりをもつ</li> <li>8. 情報は少しずつ提示し、多すぎる情報提供は避ける</li> <li>9. もの忘れを補う工夫をする</li> <li>10. 不安、混乱のサインに気づいて早めに予防する</li> </ol>
---

#### 4) 被後見人の親族とのかかわり

ソーシャルワークの技術面では、本人を取り巻く環境である親族への関わりを意識するのもソーシャルワーカーである精神保健福祉士ならではの視点だろう。当事者（本人）の親族も支援の当事者であるという視点である。

親族への支援では、食料の補充と生存確認を兼ねた訪問の負担軽減のために、地域包括支援センターのケアマネジャーを経由して宅配弁当の利用を開始した。宅配業者には被後見人の生存確認も兼ねてもらった。

被後見人への支援の変更や追加をしたい支援がある時は、必ず親族に相談し合意を得るようにしている。このことは、言い換えれば、親族に安心してもらいたいと同時に複数後見人への信頼を得るためでもある。つまり、医療的行為の承諾や被後見人が亡くなった後の対応を親族に受け持ってもらう時のための関係づくりである。

## 4. 考察

### 1) 「成年被後見人の意思を尊重し、その心身の状態及び生活の状況に配慮」するとは

被後見人の意思を尊重し、その心身の状態や生活の状況に配慮した関わりには「被後見人の希望に添っているだろうか」という被後見人への寄り添いが大切だと感じる。現在は、施設スタッフに常時介護を依頼している状態である。後見人である筆者の顔も名前も覚えていないようで、訪問しても「どちら様かしら？」と怪訝な表情をする被後見人であるが、筆者自身は被後見人に自分の祖母を重なり合わせていたことに気づいた。「おばあちゃん子」だと母から言われるくらい筆者は祖母のことが好きであったことを思い出した。

鮫島は「支援者と要介護者、家族介護者の関係性を変化させ、新たな支援を生み出す可能性に、支援者が専門家という視座を降り、要介護者との『溶け合う関係』を楽しむ姿勢が必要である」（鮫島 2018：125）と言っているが、まさしく、後見人の筆者は、精神保健福祉士でもなく後見人でもなく被後見人との時間を楽しんでいたように思う。また、布施（2016：48）は「成年

後見人は資格要件の規定がないことからわかるように、成年後見人の仕事は資格だけでは通用しない。実際の仕事をしていくうえで、かえって成年後見人の人間性が問われていることを感ずることも多い」という。つまり「支援の過程においてソーシャルワーカー自身の人格をも『資源』として投入することを要求されるソーシャルワーカーである」（樽井 2012a：150）がゆえに、「成年後見人という立場は、純粋に本人の立場にたつことができる」（岩崎 2006：374）のであろうと感じている。

一方で、成年後見人の仕事に精神保健福祉士という資格をもつ専門職だからこそその視点があると感じている。空閑（2012：78）は「ソーシャルワークの様々な『知識（Head）』や『技術（Hand）』は、『クライアントの気持ちに寄り添う（Heart）』を基盤に活かされる」と述べている。また、樽井（2012b：150）は「知識や技術の部分だけを生身の人間から切り離して論じることができにくく、常に『その場、その時、その人にとっての』という前提を含めた価値判断が求められる」としている。精神保健福祉士が成年後見人として活動する役割は『クライアントの気持ちに寄り添う』実践をすることではないかと思う。

## 2) 後見人の支援と精神保健福祉士の業務

精神保健福祉士の業務の文脈で考察した場合、公益社団法人日本精神保健福祉士協会（2014：54）が作成した精神保健福祉士の主な業務と定義が参考になる。その定義とは、『『心理情緒的支援』とは『不安や葛藤、喜びや悲しみなど本人の様々な感情を受け止め、目標達成のために力づける。また、本人と家族／関係者などの人間関係にかかわる』としている。この「心理情緒的支援」は、後見人であるが精神保健福祉士が行うことのできる支援なのではないだろうか。

## 5. 今後の課題

考察より、以下2点を今後の課題とする。

引く続き、被後見人とのかかわりは続くが、被後見人が自身の最期で「私の人生はいい人生だった」と思ってもらえるように被後見人の権利を護りながら、寄り添っていくことが課題である。また、本事例研究は、精神保健福祉士としての筆者のみの分析である。権限分掌者からの分析も今後の課題としたい。

### 引用文献

- 新井誠（2017）「成年後見制度利用促進基本計画の理念と具体的な方途」, 新井誠 編集顧問『実践成年後見 69号』民事法研究会.
- 今村浩司（2011）「成年後見人養成を始めるにあたっての緒論」公益社団法人日本精神保健福祉士協会監修『成年後見テキストブック』.
- 岩崎香（2006）「成年後見制度とソーシャルワークにおける権利擁護（アドボカシー）」『精神保健福祉』37（4）.

- 岩崎香（2018）「はじめに」公益社団法人日本精神保健福祉士協会監修『よくわかる成年後見制度活用ブック 精神障害や認知症などのある人のための意思決定支援のために』。
- 上山泰（2011）『専門職後見人と身上監護』民事法研究会。
- 大野晃宏（2017）「成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた利用促進の取組み（法務省）」、新井誠 編集顧問『実践成年後見 69 号』民事法研究会。
- 金川洋（2006）『「ばあとな」の活動と PSW への期待』『精神保健福祉』37（4）。
- 空閑浩人（2012）「ソーシャルワーカーのアイデンティティ」空閑浩人編著『ソーシャルワーカー論』ミネルヴァ書房。
- 黒川由紀子（2018）「認知症高齢者のこころと接し方」新井誠 編集顧問『実践成年後見 75 号』民事法研究会。
- 公益社団法人日本精神保健福祉士協会（2013）『生涯研修制度共通テキスト 第 2 版』。
- 公益社団法人日本精神保健福祉士協会（2014）『精神保健福祉士業務指針及び業務分類 第 2 版』。
- 肥塚真由美（2006）「成年後見制度の取組み－あいあいねっとでの経験と成年後見人を受任して」『精神保健福祉』37（4）。
- 小賀野晶一（2016）「複数後見の意義と役割」、新井誠 編集顧問『実践成年後見 62 号』民事法研究会。
- 小林明彦・大門匡・岩井伸晃編著、福本修也・岡田伸太・原司ら著（2017）『新成年後見制度の解説【改訂版】』金融財政事情研究会。
- 鮫島輝美（2018）『「生きづらさ」に寄り添う＜支援＞医療・看護・介護におけるグループ・ダイナミックスのアプローチ』ナカニシヤ出版。
- 須田俊孝（2017）「成年後見制度利用促進基本計画をからみるこれからの成年後見」、新井誠 編集顧問『実践成年後見 69 号』民事法研究会。
- 樽井康彦（2012a）「ソーシャルワーカーとジレンマ」空閑浩人編著『ソーシャルワーカー論』ミネルヴァ書房。
- 樽井康彦（2012b）「ソーシャルワーカーとジレンマ」空閑浩人編著『ソーシャルワーカー論』ミネルヴァ書房。
- 日景聡（2016）「家庭裁判所における複数後見に関する運用と実情」、新井誠 編集顧問『実践成年後見 62 号』民事法研究会。
- 布施憲子（2016）「複数後見の実際（3）弁護士による複数後見」新井誠 編集顧問『実践成年後見 62 号』民事法研究会。
- 山口倫子・美濃早苗（2017）「精神障害のある人の権利擁護としての成年後見制度－成年後見人等となった精神保健福祉士の果たすべき役割」『福祉臨床学科紀要』（14），81-89，神戸親和女子大学。